

市立病院告示第3号

塩竈市立病院低入札価格調査制度実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

塩竈市立病院事業管理者 福原賢治

塩竈市立病院低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩竈市立病院（以下「病院」という。）が一般競争入札（以下「入札」という。）により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、低入札価格調査制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、その調査の結果によっては当該最低価格入札者を落札者とはせず、予定価格の制限の範囲内で他の者を落札者とすることができる制度をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事は、塩竈市立病院建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の施行に関する要綱（令和8年市立病院告示第2号）に規定する総合評価落札方式の対象となる工事とする。

(準用)

第4条 前項までに定めるほか、病院において実施する低入札価格調査に関しては、塩竈市低入札価格調査制度実施要綱（平成28年告示第17号）第4条から第11条までの規定を準用する。この場合において、同規定中「市長」とあるのは「塩竈市立病院事業管理者」と、「塩竈市工事請負業者等指名委員会規程（昭和57年庁訓第4号）」とあるのは「塩竈市立病院工事請負業者等指名委員会規程（平成22年市立病院庁訓第17号）」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。